

名古屋市大規模小売店舗立地法運用事務手続要綱

名古屋市大規模小売店舗立地法運用事務手続要綱（平成12年 3月30日決裁）の全部を改正する。

（目的）

第 1条 この要綱は、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）の運用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（用語）

第 2条 この要綱において使用する用語は、法、大規模小売店舗立地法施行令（平成10年政令第 327号）及び大規模小売店舗立地法施行規則（平成11年通商産業省令第62号。以下「施行規則」という。）において使用する用語の例による。

（運用基準）

第 3条 本市における大規模小売店舗の立地に関し、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成19年経済産業省告示第16号。以下「指針」という。）を補うものとして、大規模小売店舗を設置する者（以下「設置者」という。）に対して本市の事情に応じた適切な配慮を求めるための運用基準は、別表第 1のとおりとする。

（届出前の配慮）

第 4条 法第 5条第 1項又は第 6条第 2項（法附則第 5条第 1項を含む。以下同じ。）の規定による届出をしようとする者は、大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため、あらかじめ十分な調査及び予測を行い、指針及び別表第 1に定められた事項に配慮するものとする。

（事前計画準備書）

第 5条 法第 5条第 1項又は第 6条第 2項の規定による届出をしようとする者は、必要に応じて、関係課及び行政機関と協議するとともに事前計画準備書を作成し、提出するものとする。

（大規模小売店舗の新設等に係る届出）

第 6条 法第 5条第 1項又は第 6条第 2項の規定による届出をする者は、当該届出及び添付資料（以下「届出等」という。）並びに補足資料（指針及び別表第 1に基づき設置者が配慮する事項等を記載した書面をいう。以下同じ。）を提出する。

2 前項の規定は、法第 8条第 7項及び第 9条第 4項の規定による届出について準用する。

3 第 1項に規定する補足資料の記載事項は、別表第 2のとおりとする。

（大規模小売店舗の新設等に係る届出の公告）

第 7条 法第 5条第 3項（法第 6条第 3項、第 8条第 8項及び第 9条第 5項において準用する場合を含む。次条において同じ。）、第 6条第 6項、第 8条第 3項及び第 6項並びに第 9条第 3項の規定による公告は、名古屋市公報に

掲載して行う。ただし、急施を要するとき又は災害その他特別の事由により名古屋市公報に掲載することができないときは、市役所の掲示場に掲示してこれに代えることができる。

（大規模小売店舗の新設等に係る届出の縦覧）

第 8 条 法第 5 条第 3 項並びに第 8 条第 3 項及び第 6 項の規定による縦覧は、次に定める場所で行う。

(1) 市役所

(2) 大規模小売店舗の所在する区の区役所及び周辺区（大規模小売店舗の敷地境界から 1 キロメートルの区域内に含まれる当該大規模小売店舗の所在する区以外の区をいう。以下同じ。）の区役所（法第 5 条第 1 項及び第 6 条第 2 項の規定による届出に係るものに限る。）

(3) 前 2 号に定めるもののほか市長が必要と認める場所

2 縦覧に供する書類は、法第 5 条第 3 項に定めるもののほか、第 6 条第 1 項に規定する補足資料とする。この場合において、補足資料には、法に基づく届出事項以外の事項を記載したものである旨を明記する。

（大規模小売店舗の新設等に係る届出の縦覧の周知）

第 9 条 市長は、法第 5 条第 3 項（法第 6 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定による縦覧を広く市民に周知するために、法第 5 条第 1 項又は第 6 条第 2 項（大規模小売店舗内の店舗面積を増加させるもの及び大規模小売店舗を建て替えるもののうち必要と認められるものに限る。）の規定による届出に係る大規模小売店舗の所在する区の広報なごや区版に次に定める事項を掲載する。

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(2) 縦覧場所

(3) 縦覧期間及び縦覧できる時間帯

（市境に係る届出の送付）

第10条 市長は、法第 5 条第 1 項又は第 6 条第 2 項の規定による届出に係る大規模小売店舗の敷地境界から 1 キロメートルの区域内に本市以外の市町村が含まれる場合にあっては、届出等及び補足資料（法第 8 条第 7 項及び第 9 条第 4 項の規定による届出又は通知に係るものを含む。）の写しを、愛知県知事に送付する。

（軽微な変更）

第11条 法第 6 条第 2 項の規定による届出をする者が、同条第 4 項ただし書に規定する軽微な変更の認定の申出を行う場合は、その旨を理由を付して書面により申し出る。

2 前項の規定による申出は、第 1 号様式により行う。

3 第 1 項の規定による申出を行う場合は、届出が軽微な変更である旨を証する書面を添付する。

4 市長は、第 1 項の規定による申出があった場合は、申出内容を審査し、施行規則第 8 条に規定する軽微な変更の事由に該当すると認めること又は認め

ないことを決定して、当該申出を行った者に通知する。

5 前項の規定による通知は、第 2号様式により行う。

(説明会の開催)

第12条 法第 7条第 1項の規定により説明会を開催する者は、届出等及び補足資料に基づき説明会資料を作成の上、説明を行う。

2 市長は、必要に応じて、説明会の日時、場所、方法等について説明会を開催する者に対し助言する。

(説明会の開催回数)

第13条 施行規則第11条第 1項ただし書の規定により説明会の開催回数を 3回とする届出は、次の表の左欄に掲げる届出の区分に応じ、それぞれ同表の右欄各号のいずれかに該当するものとする。

法第 5条第 1項の規定による届出	(1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が15,000平方メートルを超えるもの (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の営業時間を24時間営業とするもの (3) 前 2号に定めるもののほか市長が説明会を 3回開催することが必要と認めるもの
法第 6条第 2項の規定による届出	(1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計を増加させる場合であって、増加する店舗面積が15,000平方メートルを超えるもの (2) 大規模小売店舗を建て替える場合であって、建替え後の大規模小売店舗内の店舗面積の合計が15,000平方メートルを超えるもの (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の営業時間を24時間営業とするもの (4) 前 3号に定めるもののほか市長が説明会を 3回開催することが必要と認めるもの

2 施行規則第11条第 1項ただし書の規定により説明会の開催回数を 2回とする届出は、次の表の左欄に掲げる届出の区分に応じ、それぞれ同表の右欄各号のいずれかに該当するものとする。ただし、前項に規定する届出を除く。

法第 5条第 1項の規定による届出	(1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が 6,000平方メートルを超え15,000平方メートル以下のもの (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻を午前 6時00分より前とし、又は閉店時刻を午後10時00分より後とするもの (3) 前 2号に定めるもののほか市長が説明会を 2回開催することが必要と認めるもの
-------------------	--

法第 6条第 2 項の規定による届出	(1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計を増加させる場合であって、増加する店舗面積が 6,000平方メートルを超え15,000平方メートル以下のもの (2) 大規模小売店舗を建て替える場合であって、建替え後の大規模小売店舗内の店舗面積の合計が6,000平方メートルを超え15,000平方メートル以下のもの (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻を午前 6時00分より前に繰り上げ、又は閉店時刻を午後10時00分より後に繰り下げるもの (4) 前 3号に定めるもののほか市長が説明会を 2回開催することが必要と認めるもの
---------------------------	---

3 説明会は、1回以上午後 6時以降、日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第 178号）に規定する休日開催するものとする。

4 第 1項の規定により説明会を 3回開催する場合は、同一日に 3回開催しないものとする。

5 第 1項及び第 2項の規定により説明会を複数回開催する場合の回数の指定は、第 3号様式により行う。

（掲示の方法による説明会）

第14条 法第 6条第 2項の規定による届出をする者が、施行規則第11条第 2項の規定による掲示の方法による説明会の開催の認定の申出を行う場合は、その旨を理由を付して書面により申し出る。

2 前項の規定による申出は、第 4号様式により行う。

3 第 1項の規定による申出を行う場合は、届出が大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境に与える影響がほとんどない旨を証する書面を添付する。

4 市長は、第 1項の規定による申出があった場合は、申出内容を審査し、掲示の方法による説明会の開催を認めること又は認めないことを決定して、当該申出を行った者に通知する。

5 前項の規定による通知は、第 5号様式により行う。

6 掲示の方法による説明会の開催は、第 6号様式により行う。

7 掲示は、第 4項の規定による通知を受けた日の翌日から法第 5条第 3項に規定する縦覧の終了日まで行う。

（説明会の公告方法）

第15条 法第 7条第 2項の規定による説明会の開催の公告は、次のいずれかの方法により行う。

(1) 施行規則第12条第 2号に規定する方法にあつては、大規模小売店舗の敷地境界から次項で定める区域で購読される時事に関する事項を掲載する主要な日刊新聞紙 2紙以上に、説明会の開催案内を掲載

(2) 大規模小売店舗の敷地境界から次項で定める区域で購読される時事に関する事項を掲載する主要な日刊新聞紙 2紙以上に、説明会の開催案内を掲

載したちらしの折込み

(3) 前 2号に定めるもののほか、市長が適切と認める方法

2 前項に規定する区域は、次のとおりとする。

(1) 大規模小売店舗の敷地境界から 3キロメートル

ア 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が、15,000平方メートルを超える
法第 5条第 1項の規定による届出

イ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計を増加させる場合であって、増加
する店舗面積が15,000平方メートルを超える法第 6条第 2項の規定によ
る届出

ウ 大規模小売店舗を建て替える場合であって、建替え後の大規模小売店
舗内の店舗面積の合計が15,000平方メートルを超える法第 6条第 2項の
規定による届出

(2) 大規模小売店舗の敷地境界から 2キロメートル

ア 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が、 6,000平方メートルを超え
15,000平方メートル以下の法第 5条第 1項の規定による届出

イ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計を増加させる場合であって、増加
する店舗面積が 6,000平方メートルを超え15,000平方メートル以下の法
第 6条第 2項の規定による届出

ウ 大規模小売店舗を建て替える場合であって、建替え後の大規模小売店
舗内の店舗面積の合計が6,000平方メートルを超え15,000平方メートル
以下の法第 6条第 2項の規定による届出

(3) 前 2号に定める届出以外の届出にあつては、大規模小売店舗の敷地境界
から 1キロメートル

(説明会の開催不能の認定)

第16条 説明会を開催しようとする者が、その責めに帰することができない事
由により法第 7条第 2項の規定により公告した説明会を開催することができ
ない場合は、その旨を理由を付して書面により申し出る。

2 前項の規定による申出は、第 7号様式により行う。

3 第 1項の規定による申出を行う場合は、説明会を開催することができない
旨を証する書面を添付する。

4 市長は、第 1項の規定による申出があつた場合は、申出内容を審査し、施
行規則第13条第 1項に規定する事由に該当すると認められること又は認めら
れないことを決定して、当該申出を行った者に通知する。

5 前項の規定による通知は、第 8号様式により行う。

6 前条の規定は、説明会を開催することを要しないと認められた場合の届出
等及び補足資料の内容の周知について準用する。この場合において、第15
条第 1項第 1号中「施行規則第12条第 2号」とあるのは「施行規則第13条第
2項第 2号」と、同号及び同項第 2号中「説明会の開催案内」とあるのは
「届出等及び補足資料の要旨」と読み替える。

(説明会等実施状況報告書の提出)

第17条 法第 7条第 1項の規定により説明会を開催した者（掲示の方法による説明会を開催した者及び前条第 6項の規定による周知を行った者を含む。）は、開催した日（掲示及び周知を行った日を含む。）から 2週間以内に実施状況を報告するものとする。

2 前項の規定による報告は、第 9号様式により行う。

3 第 1項の規定による報告を行う場合は、説明会の公告及び配布資料、掲示物及び掲示場所を示すもの又は周知に係る資料を添付するものとする。

（意見書の記載事項）

第18条 法第 8条第 2項の規定による意見書の提出は、第10号様式により行う。

2 意見は、日本語により、意見の理由を含めて記載する。

3 市長は、法第 8条第 2項の規定による意見書が、明らかに個人情報保護又は公序良俗に反すると認められる場合は、その全部又は一部について同条第 3項の規定による公告及び縦覧を行わないことができる。

（意見書の提出方法）

第19条 法第 8条第 2項の規定による意見書は、持参、郵送又は市長が適切と認める方法により提出する。

（意見書に対する対応）

第20条 市長は、法第 8条第 2項の規定による意見書の提出があった場合は、その写し（意見を記載した部分に限る。）を当該意見書に係る届出をした者に送付する。

2 市長は、前項の規定により写しを送付する場合において、当該意見書が明らかに個人情報保護又は公序良俗に反すると認められるときは、その全部又は一部を除いて送付する。

3 第 1項の規定により写しの送付を受けた者は、意見に対し、必要に応じて対策を検討し報告するものとする。

（意見）

第21条 市長は、法第 5条第 1項又は第 6条第 2項の規定による届出について、あらかじめ名古屋市大規模小売店舗立地審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴いて、法第 8条第 4項の規定による意見の有無を決定する。この場合において、別に定める届出以外の届出は、審議会の意見を聴かないで意見の有無を決定することができる。

2 市長は、前項の規定により意見の有無を決定した場合は、法第 5条第 1項又は第 6条第 2項の規定による届出をした者に、意見を有するときは第11号様式により、意見を有しないときは第12号様式により通知する。

（意見に対する届出を変更しない旨の通知）

第22条 法第 8条第 7項の規定による届出を変更しない旨の通知は、第13号様式により行う。

2 前項の規定による通知を行う場合は、大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境に著しい悪影響を及ぼす事態の発生を回避することができる旨を証する書面を添付する。

(勧告)

第23条 市長は、法第 8条第 7項の規定による届出又は通知について、あらかじめ審議会の意見を聴いて、法第 9条第 1項の規定による勧告の有無を決定する。

- 2 市長は、前項の規定により勧告の有無を決定した場合は、法第 5条第 1項又は第 6条第 2項の規定による届出をした者に、勧告を行うときは第14号様式により、勧告を行わないときは第15号様式により通知する。

(勧告に対する必要な変更に係る届出)

第24条 法第 9条第 1項の規定による勧告を受けた者は、勧告を受けた日から60日以内に法第 9条第 4項の規定による必要な変更に係る届出を行う。

- 2 前項の規定による届出は、第16号様式により行う。
- 3 市長は、第 1項の規定による届出が、正当な理由なく、同項の規定による期限内に行われない場合は、当該勧告に従わないものとみなすことができる。

(公表)

第25条 市長は、法第 9条第 7項の規定による公表をしようとする場合は、勧告に係る届出をした者にあらかじめその旨を通知し、意見の聴取を行う。ただし、当該届出をした者が正当な理由なく意見の聴取に応じないとき又は当該届出をした者の所在が不明で通知ができないときは、この限りでない。

- 2 市長は、前項の規定による意見の聴取の結果を勘案し、あらかじめ審議会の意見を聴いて法第 9条第 7項の規定による公表の要否を決定する。
- 3 市長は、前項の規定により公表の要否を決定した場合は、勧告に係る届出をした者に、公表を行うときは第17号様式により、公表を行わないときは第18号様式により通知する。

(公表の方法)

第26条 市長は、前条第 2項の規定により公表を行うことを決定した場合は、市役所及び区役所の掲示場に掲示するとともに、必要に応じて次の方法により周知を行う。

- (1) 市政記者クラブに対する資料提供
 - (2) 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載
 - (3) 前 2号に定めるもののほか市長が必要と認める方法
- 2 前項の規定による公表は、第19号様式により行う。

(法第14条の報告)

第27条 法第14条の規定による報告は、第20号様式により行う。

(提出部数)

第28条 法及びこの要綱の規定により市長に提出する書類の部数は、次に定めるとおりとする。

- (1) 第 5条に規定する事前計画準備書 正本 1部及び副本19部
- (2) 法第 5条第 1項、第 6条第 2項、第 8条第 7項及び第 9条第 4項の規定

による届出又は通知 正本 1部及び副本19部

(3) 法第 6条第 1項の規定による届出 正本 1部及び副本 1部

(4) 法第 6条第 5項及び第11条第 3項の規定による届出 正本 1部

2 前項第 2号に規定する届出又は通知を第10条の規定により愛知県知事に送付する場合にあっては、同号に規定する副本の数に 1を加えた数とする。

3 第 1項第 2号に規定する届出又は通知を周辺区で縦覧する場合にあっては、同号に規定する副本の数に周辺区の数を加えた数とする。

4 市長は、前 3項の規定にかかわらず、必要に応じて副本の数を増減することができる。

(委任)

第29条 この要綱に定めるもののほか法の運用に必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年 4月 1日（以下「施行日」という。）から施行する。
(廃止)

2 説明会を複数回開催する場合の基準（平成13年 2月 7日決裁）及び名古屋市大規模小売店舗立地法運用基準（平成14年 9月25日決裁）を廃止する。

(経過措置)

3 この要綱による改正後の名古屋市大規模小売店舗立地法運用事務手続要綱（以下「新要綱」という。）第 8条第 2項及び第10条の規定は、施行日以後に行われる法第 5条第 1項、第 6条第 2項、第 8条第 7項及び第 9条第 4項の規定による届出又は通知について適用する。

4 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の名古屋市大規模小売店舗立地法運用事務手続要綱の規定によりされている手続その他の行為は、新要綱の相当の規定によりされたものとみなす。

附 則

1 この要綱は、平成19年 7月31日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 この要綱による改正後の名古屋市大規模小売店舗立地法運用事務手続要綱第11号様式及び第12号様式の規定は、施行日以後の大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）第 5条第 1項及び第 6条第 2項（法附則第 5条第 1項を含む。以下同じ。）の規定による届出について適用し、同日前の法第 5条第 1項及び第 6条第 2項の規定による届出については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成20年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5年 1月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6年 6月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6年10月 1日から施行する。

別表第 1

運用基準

1 必要駐車台数の算定について

- (1) 必要駐車台数の算定については、特別な事情により指針の各表の示す値あるいは算出式によることが適当でないものとして、その根拠を合理的かつ明確に説明できる場合以外は、指針で示す基準値によるとする基本原則に立つものの、指針表中、自動車分担率等に関する記載について、本市における自動車分担率の現況等に鑑み次の事項に配慮を求めるものとする。

ア 大規模小売店舗が、別図に掲げる地区以外の商業地区（商業地域、近隣商業地域）に立地し、設置者が指針算出式により必要駐車台数を算出する場合は、その他地区として取り扱うものとする。また、店舗が別図に掲げる地区内の商業地区に立地する場合であっても、当該店舗が立地する地点の公共交通機関利用者の利便性、周辺地域の商業集積の状況等から判断して、指針算出式によることが適当でない認められる場合は、本市と協議して、その他地区として取り扱うものとする。

イ 設置者が指針算出式により必要駐車台数を算出する場合において適用するピーク率及び自動車分担率は、当分の間、平成17年経済産業省告示第85号による改正前の大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成11年通商産業省告示第 375号。以下「旧指針」という。）に規定する例によるものとする。

【旧指針に規定するピーク率及び自動車分担率】（単位：％）

ピーク率 15.7

自動車分担率（人口 100万人以上）

商業地区（駅からの距離（L） 500m未満） $5 + 0.05L$

商業地区（駅からの距離（L） 500m以上） 30

その他地区 60

2 駐輪場の設置について

- (1) 駐輪場の必要整備台数については、指針において「大規模小売店舗の所在する地方公共団体により自転車駐車場附置義務条例が制定されている場合には、それに基づき適切な駐輪場規模を確保することは当然であるが、年間の平均的な休祭日（平日の来客数が休祭日よりも多くなる店舗においては来客が最大となる当該曜日）のピーク 1時間に必要な駐輪場の収容台数を原則として店舗の敷地内に確保するものとする。」とされている。

本市では、名古屋市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和63年名古屋市条例第40号）において、新築、増築又は改築される一定の施設については駐輪場の設置が義務づけられていることから、大規模小売店舗を新設する場合及び増築又は改築に伴い店舗面積の合計を増加させる場合は、この条例に基づき駐輪場を設置するものとする。

また、増築又は改築を行わずに店舗面積の合計を増加させる大規模小売店舗の場合においても、同様に自転車を利用する来客への配慮を求めるものとする。

(2) 駐輪場の設置場所については、店舗入口への動線を配慮した上で、原則として店舗内又は店舗敷地内に設置するよう求めるものとする。

(3) 駐輪場の構造については、次の事項に配慮を求めるものとする。

ア 駐輪場位置の明示

イ 自転車等 1台あたりの十分なスペースの確保

ウ 駐輪場内に通行帯を設ける場合、通行帯幅員の十分な確保

3 廃棄物等の処理について

(1) 廃棄物等の保管場所については、指針において「大規模小売店舗の所在する地方公共団体の条例等に、確保すべき廃棄物等の保管容量等の基準が定められている場合にあっては、これに従うものとする」とされている。

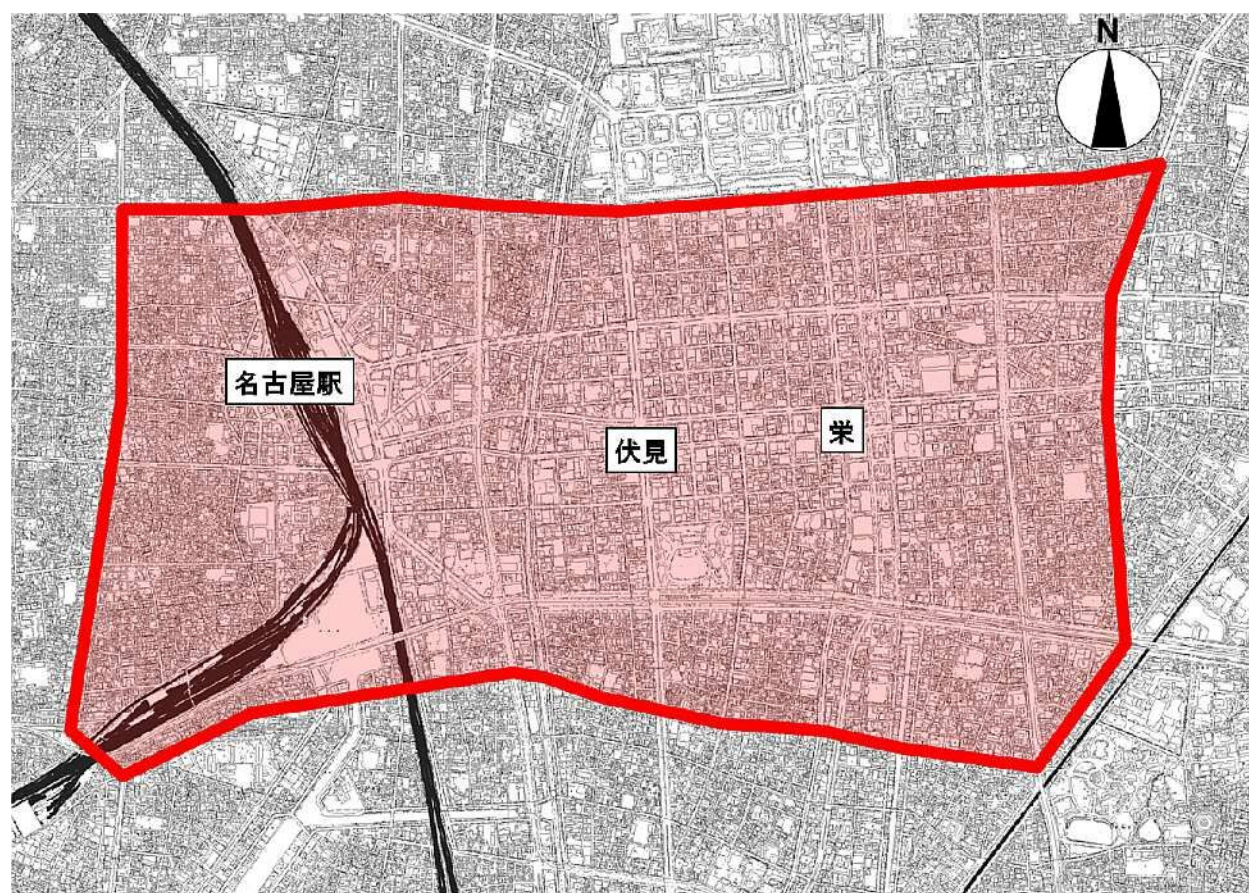
本市では、名古屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成4年名古屋市条例第46号）において、廃棄物及び再利用対象物の保管場所の設置及び届出を義務付けるとともに、事業用建築物における廃棄物保管場所及び再利用の対象となる物の保管場所設置に関する基準において設置基準を定めていることから、大規模小売店舗を新設する場合には、この条例及び基準に従い、廃棄物等の保管場所を設置するものとする。

(2) 本市では、ごみの減量、資源化の推進を目指し、平成11年 2月に「ごみ非常事態宣言」を行うとともに、資源化可能な紙類、空き缶、空きびん、ペットボトル及び発泡スチロールについては、本市処理施設への受け入れを禁止し、資源化するものとしている。

このため、大規模小売店舗の設置者は、店舗内で事業活動を行う小売業者と協力し、次の事項を参考に、受け入れ禁止となっている廃棄物の減量及び資源化を行うとともに、その適正な分別、保管、運搬及び処理が行われるよう配慮するものとする。

区分	配慮事項
資源化可能な紙類 （段ボール、OA用紙等）	・ごみとは分別して収集、保管 ・収集運搬業者等に資源として排出
発泡スチロール	
空き缶、空きびん	・専用回収容器を設置 ・自動販売機設置業者、販売店への返却（飲料容器） ・納品業者への返却（業務用容器） ・ごみとは分別して収集、保管 ・収集運搬業者等に資源として排出
ペットボトル	

別図



東区

泉一丁目
泉二丁目
泉三丁目
西新町
東桜一丁目
東桜二丁目
東新町
久屋町
武平町

西区

牛島町
那古野一丁目
那古野二丁目
名駅一丁目
名駅二丁目
名駅三丁目

中村区

牛島町

運河町

黄金通（区域の一部）

上米野町

亀島一丁目

亀島二丁目

郷前町

権現通（区域の一部）

下米野町

太閤一丁目

太閤二丁目

太閤三丁目

太閤四丁目

太閤五丁目

太閤通（区域の一部）

大正町

竹橋町

椿町

長戸井町

那古野一丁目

則武一丁目

則武二丁目

平池町（区域の一部）

深川町

名駅一丁目

名駅二丁目

名駅三丁目

名駅四丁目

名駅五丁目

名駅南一丁目

名駅南二丁目

名駅南三丁目

名駅南四丁目

中区

大須一丁目

大須二丁目

大須三丁目

大須四丁目

栄一丁目

栄二丁目

栄三丁目

栄四丁目

栄五丁目

新栄町

新栄一丁目

千代田一丁目

千代田二丁目

千代田五丁目（区域の一部）

錦一丁目

錦二丁目

錦三丁目

東桜二丁目

丸の内一丁目

丸の内二丁目

丸の内三丁目

中川区

運河町

九重町

百船町

別表第 2

補足資料の記載事項

- 1 大規模小売店舗の設置者の概要
 - 2 大規模小売店舗の施設の計画の概要
 - (1) 計画地の概要
 - (2) 計画地の周辺の概要
 - (3) 建物の構造及び規模の概要
 - (4) 小売店舗以外の施設の計画の概要
 - 3 指針及び別表第 1に基づき設置者が配慮する事項
 - (1) 駐車場の計画の概要
 - (2) 駐輪場の計画の概要
 - (3) 荷さばき施設の計画の概要
 - (4) 入店及び退店経路の計画の概要
 - (5) 歩行者の通行の利便の確保等に関する計画の概要
 - (6) 廃棄物の減量化及びリサイクルに関する計画の概要
 - (7) 防災及び防犯計画の概要
 - (8) 騒音対策の概要
 - (9) 廃棄物等の保管施設の計画の概要
 - (10) 廃棄物等の運搬及び処理の計画の概要
 - (11) 街並みづくり等への配慮に関する計画の概要
 - 4 前 3項に定めるもののほか市長が必要と認める事項
 - 5 前各項に定める事項に係る図面
- 備考 法第 6条第 2項、第 8条第 7項及び第 9条第 4項の規定による届出に係る補足資料の記載事項は、当該届出に係る事項に限る。

第 1号様式（軽微な変更の認定の申出）

年 月 日

（あて先）名古屋市長

住所

氏名又は名称

法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗立地法第 6条第 4項ただし書に規定する軽微な変更
の認定の申出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 条第 項の規定による下記の届出について、第 6条第 4項ただし書に規定する軽微な変更として認定されたく、名古屋市大規模小売店舗立地法運用事務手続要綱第11条第 1項の規定により申し出ます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 変更の内容
- 3 軽微な変更の認定を申し出る理由

注 軽微な変更である旨を証する書面を添付してください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4とする。

第 2号様式（軽微な変更の認定に係る通知）

第 号
年 月 日

様

名古屋市長



大規模小売店舗立地法第 6条第 4項ただし書に規定する軽微な変更
の認定について（通知）

年 月 日付け軽微な変更の認定の申出については、下記のとおり大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6条第 4項ただし書に規定する軽微な変更と認める・認めないことに決定しましたので通知します。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

2 変更の内容

3 決定の内容

☐ この通知に係る大規模小売店舗立地法第 条第 項の規定による届出は、同法第 6条第 4項ただし書に規定する軽微な変更とします。

この通知により、同法第 7条第 1項の規定による説明会の開催は不要となります。また、同法第 8条第 4項の規定による意見は通知しません。

☐ この通知に係る大規模小売店舗立地法第 条第 項の規定による届出は、同法の規定による通常の手続を行うものとします。

4 決定の理由

（経済局商業・流通部地域商業課）

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4とする。

第 3号様式（説明会の開催回数の指定）

第 号
年 月 日

様

名古屋市長



大規模小売店舗立地法施行規則第11条第 1項ただし書の規定による
説明会の開催回数の指定について（通知）

年 月 日付け大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 条第
項の規定による届出について、大規模小売店舗立地法施行規則（平成11年通商
産業省令第62号）第11条第 1項ただし書の規定により説明会の開催回数を下記の
とおり指定しましたので通知します。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

2 説明会の開催回数

回

☐ ただし、1回以上午後 6時以降、日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第 178号）に規定する休日に開催してください。

また、説明会の開催の公告は、この大規模小売店舗の敷地境界から キロメートルの区域で行ってください。

☐ ただし、同一日に 3回開催しないものとし、かつ、1回以上午後 6時以降、日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第 178号）に規定する休日に開催してください。

また、説明会の開催の公告は、この大規模小売店舗の敷地境界から キロメートルの区域で行ってください。

（経済局商業・流通部地域商業課）

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4とする。

第 4号様式（掲示の方法による説明会の開催の認定の申出）

年 月 日

（あて先）名古屋市長

住所

氏名又は名称

法人にあつては代表者の氏名

大規模小売店舗立地法施行規則第11条第 2項の規定による掲示の方法
による説明会の開催の認定の申出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 条第 項の規定による下記の届出について、大規模小売店舗立地法施行規則（平成11年通商産業省令第62号）第11条第 2項の規定による掲示の方法による説明会を行いたく、名古屋市大規模小売店舗立地法運用事務手続要綱第14条第 1項の規定により申し出ます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 届出の内容
- 3 掲示の方法による説明会の開催の認定を申し出る理由

注 大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境に与える影響がほとんどない旨を証する書面を添付してください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4とする。

第 5号様式（掲示の方法による説明会の開催の認定に係る通知）

第 号
年 月 日

様

名古屋市長



大規模小売店舗立地法施行規則第11条第 2項の規定による掲示の方法
による説明会の開催の認定について（通知）

年 月 日付け掲示の方法による説明会の開催の認定の申出については、下記のとおり大規模小売店舗立地法施行規則（平成11年通商産業省令第62号）第11条第 2項の規定による掲示の方法による説明会の開催を認める・認めないことに決定しましたので通知します。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

2 変更の内容

3 決定の内容

- ☐ この通知に係る大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 条第 項の規定による届出は、大規模小売店舗立地法施行規則第11条第 2項の規定による掲示の方法による説明会の開催を認めます。

なお、掲示は、届出等の要旨を記載した書面（名古屋市大規模小売店舗立地法運用事務手続要綱第 6号様式）を、この大規模小売店舗の立地する敷地内の見やすい場所に掲示するとともに、店舗のウェブサイトに掲載する等インターネットを利用することにより行ってください。また、掲示の期間は、この通知を受けた日の翌日から同法第 5条第 3項に規定する縦覧の終了日までです。

- ☐ この通知に係る大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 条第 項の規定による届出は、大規模小売店舗立地法施行規則第11条第 2項の規定による掲示の方法による説明会の開催を認めませんので、同法第 7条の規定による通常の説明会を開催してください。

4 決定の理由

（経済局商業・流通部地域商業課）

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4とする。

第 6号様式（掲示の方法による説明会）

（大規模小売店舗の名称） の（届出事項） の変更について

年 月 日

年 月 日に、大規模小売店舗立地法第 条第 項の規定による変更の届出を次のとおり行いましたので、大規模小売店舗立地法施行規則第11条第2項の規定により届出等の要旨をお知らせします。

住所
氏名又は名称
法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の名称	
大規模小売店舗の所在地	
変更届出の内容	
変更する年月日	
届出年月日	

・ 本件届出に関するお問い合わせ先

連絡先

この掲示は、大規模小売店舗立地法第 7条第 1項の規定による説明会の開催に代わるものとして、 年 月 日から 年 月 日まで実施するものです。この掲示をもって、同法第 7条第 2項の規定による説明会の開催の公告とします。

なお、届出等及び補足資料を名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）及び 区情報コーナーで 年 月 日から 年 月 日まで縦覧しています。

第 7号様式（説明会の開催不能の認定の申出）

年 月 日

（あて先）名古屋市長

住所

氏名又は名称

法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗立地法第 7条第 4項の規定による説明会の開催不能の
認定の申出

年 月 日付け大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 条第
項の規定による届出に係る説明会について、下記の理由により説明会を開催す
ることができないため、同法第 7条第 4項の規定により説明会の開催を要しない
ものとしたく、名古屋市大規模小売店舗立地法運用事務手続要綱第16条第 1項の
規定により申し出ます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 説明会の開催不能の理由

注 説明会を開催することができない旨を証する書面を添付してください。
備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4とする。

第 8号様式（説明会の開催不能の認定に係る通知）

第 号
年 月 日

様

名古屋市長



大規模小売店舗立地法第 7条第 4項の規定による説明会の開催不能の
認定について（通知）

年 月 日付け説明会を開催することができない旨の申出については、
下記のとおり大規模小売店舗立地法施行規則（平成11年通商産業省令第62号）第
13条第 1項に規定する事由に該当すると認められる・認められないため、大規模
小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 7条第 4項の規定により説明会の開催
を要しないと認める・認めないことに決定しましたので通知します。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

2 届出の内容

3 決定の内容

☐ この通知に係る 年 月 日開催（予定）の説明会は、大規模小売
店舗立地法第 7条第 4項の規定により説明会の開催を要しないと認めま
す。したがって、名古屋市大規模小売店舗立地法運用事務手続要綱第16条
第 6項の規定により、この大規模小売店舗の敷地境界から キロメートル
の区域において、届出等及び補足資料の内容を周知してください。

☐ この通知に係る 年 月 日開催（予定）の説明会は、大規模小売
店舗立地法第 7条の規定による通常の説明会の開催が必要となりますの
で、再度、この大規模小売店舗の敷地境界から キロメートルの区域にお
いて説明会の開催の公告を行った上、 年 月 日までに、 回開催
してください。

4 決定の理由

（経済局商業・流通部地域商業課）

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4とする。

（あて先）名古屋市長

住所

氏名又は名称

法人にあっては代表者の氏名

名古屋市大規模小売店舗立地法運用事務手続要綱第 17 条第 1 項の規定により次のとおり報告します。

説明会等実施状況報告書

項 目	内 容	
大規模小売店舗の名称		
大規模小売店舗の所在地		
説明会の周知方法	年 月 日（ ）店舗から キロメートルの区域 新聞（折込み、折込広告に掲載、掲載）	
第 1回説明会	開催日時	年 月 日（ ） 時 分～ 時 分
	開催場所	
	説明者	
	出席者	名
	議事の概要	
	陳述意見及び回答	
第 2回説明会	開催日時	年 月 日（ ） 時 分～ 時 分
	開催場所	
	説明者	
	出席者	名
	議事の概要	
	陳述意見及び回答	
第 3回説明会	開催日時	年 月 日（ ） 時 分～ 時 分
	開催場所	
	説明者	
	出席者	名
	議事の概要	
	陳述意見及び回答	
特記事項（掲示の方法による説明会を開催した場合の掲示の方法、説明会の開催を要しない場合の周知の方法等）		

注 説明会の公告及び配布資料、掲示物及び掲示場所を示すもの又は周知に係る資料を添付してください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4とする。

第10号様式（意見書）

（表）
意 見 書

年 月 日

（あて先）名古屋市長

（住所）

（氏名・団体名）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8条第 2項の規定により、意見書を提出します。

なお、裏面の内容については、同条第 3項の規定により縦覧されることを了承します。

(裏)

大規模小売店舗立地法第 8 条第 2 項の規定による意見書

大規模小売店舗の名称	
大規模小売店舗の所在地	
意見	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

第11号様式（意見の通知（その 1））

第 号
年 月 日

様

名古屋市長



大規模小売店舗立地法第 8条第 4項の規定による意見について（通知）

年 月 日付け大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 条第 項の規定による下記の大規模小売店舗の届出については、同法第 8条第 2項の規定により述べられた意見に配慮するとともに、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成19年経済産業省告示第16号）及び本市運用基準を勘案したところ、同条第 4項の規定による意見を下記のとおり述べます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 意見の内容

（経済局商業・流通部地域商業課）

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4とする。

第 号
年 月 日

様

名古屋市長



大規模小売店舗立地法第 8条第 4項の規定による意見について（通知）

年 月 日付け大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 条第 項の規定による下記の大規模小売店舗の届出については、同法第 8条第 2項の規定により述べられた意見に配慮するとともに、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成19年経済産業省告示第16号）及び本市運用基準を勘案したところ、同条第 4項の規定による意見を有しませんのでその旨を通知します。

なお、同条第 5項の規定により、この通知をもって、同法第 5条第 4項・第 6条第 4項の規定は、適用されないことになります。

記

- 1 大規模小売店舗の名称
- 2 大規模小売店舗の所在地

（経済局商業・流通部地域商業課）

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4とする。

第13号様式（届出を変更しない旨の通知）

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

大規模小売店舗立地法第 8条第 7項の規定による届出を変更しない旨
の通知

年 月 日

（あて先）名古屋市長

住所
氏名又は名称
法人にあっては代表者の氏名

年 月 日付け大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8条第
4項の規定による意見に対し 年 月 日付け同法第 条第 項の規定によ
る届出を変更しませんので、同法第 8条第 7項の規定により下記のとおり通知し
ます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 届出を変更しない理由

注 1 届出を変更しなくても大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境に著しい悪
影響を及ぼす事態の発生を回避することができる旨を証する書面を添付して
ください。

2 ※印の欄は記載しないでください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4とする。

第 号
年 月 日

様

名古屋市長



大規模小売店舗立地法第 9条第 1項の規定による勧告について（通知）

年 月 日付け大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8条第 7項の規定による下記の大規模小売店舗の届出・通知について、年 月 日付けで通知した意見を適正に反映しておらず、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境に著しい悪影響を及ぼす事態の発生を回避することが困難であると認められますので、同法第 9条第 1項の規定により、下記のとおり必要な措置をとるよう勧告します。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 勧告の理由
- 3 必要な措置の内容
- 4 変更の届出の期限

年 月 日

この期限を過ぎて変更の届出がされない場合は、正当な理由なくこの勧告に従わないものとみなし、大規模小売店舗立地法第 9条第 7項の規定によりその旨を公表することがあります。

（経済局商業・流通部地域商業課）

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4とする。

第15号様式（勧告の通知（その 2））

第 号
年 月 日

様

名古屋市長



大規模小売店舗立地法第 9条第 1項の規定による勧告について（通知）

年 月 日付け大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8条第 7項の規定による下記の大規模小売店舗の届出・通知については、年 月 日付けで通知した意見を適正に反映していると認め、勧告をしませんのでその旨を通知します。

記

- 1 大規模小売店舗の名称
- 2 大規模小売店舗の所在地

（経済局商業・流通部地域商業課）

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4とする。

第16号様式（必要な変更に係る届出）

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

必要な変更に係る届出書

年 月 日

（あて先）名古屋市長

住所
氏名又は名称
法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗立地法第 9条第 4項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 変更しようとする事項
（変更前）
（変更後）
- 3 変更の年月日
- 4 変更する理由

注 1 変更事項に係る添付書類及び補足資料を添付してください。
2 ※印の欄は記載しないでください。
備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4とする。

第17号様式（公表の通知（その 1））

第 号
年 月 日

様

名古屋市長



大規模小売店舗立地法第 9条第 7項の規定による公表について（通知）

年 月 日付け大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 9条第 4項の規定による下記の大規模小売店舗の届出については、年 月 日付けの勧告に正当な理由なく従いませんでしたので、下記のとおり公表します。

記

- 1 大規模小売店舗の名称
- 2 大規模小売店舗の所在地
- 3 公表の理由
- 4 公表の日
年 月 日

（経済局商業・流通部地域商業課）

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4とする。

第18号様式（公表の通知（その 2））

第 号
年 月 日

様

名古屋市長



大規模小売店舗立地法第 9条第 7項の規定による公表について（通知）

年 月 日付け大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 9条第 4項の規定による下記の大規模小売店舗の届出については、年 月 日付けの勧告に従っているものと認め、公表しませんのでその旨を通知します。

記

- 1 大規模小売店舗の名称
- 2 大規模小売店舗の所在地

（経済局商業・流通部地域商業課）

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4とする。

第19号様式（公表）

大規模小売店舗立地法による公表

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 9条第 1項の規定により行った勧告に対し、下記の者は正当な理由なく従わなかったため、その旨を公表します。

年 月 日

名古屋市長

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- 3 公表の理由
大規模小売店舗立地法第 9条第 1項の規定により 年 月 日付けで勧告を行ったところ、当該勧告に対し、 年 月 日現在正当な理由なく従わないため、同条第 7項の規定により公表するものである。
- 4 勧告の内容

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4とする。

第20号様式（法第14条の報告）

年 月 日

（あて先）名古屋市長

住所
氏名又は名称
法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗立地法第14条第 項の規定による報告

大規模小売店舗立地法第14条第 項の規定により、 年 月 日付けで報告を求めた事項について下記のとおり報告します。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 報告事項

注 報告事項に係る具体的な資料を添付してください。
備考 用紙の大きさは、日本産業規格A 4とする。